

令和8年度着手

県 営 土 地 改 良 事 業 計 画 概 要 書

(老朽ため池等整備事業)

みつがわいけ  
三ツ川池地区

# 目 次

I. 土地改良事業計画の概要	.....	1
第1章 目 的	.....	1
第1節 事業の種類	.....	1
第2節 事業の目的	.....	1
第3節 関係地積	.....	1
第2章 地域の所在及び現況	.....	1
第1節 地 域	.....	1
第2節 地 積	.....	1
第3節 現 況	.....	2
第3章 基本計画	.....	3
第1節 農業用排水施設整備(用水)	.....	3
第2節 農業用排水施設整備(排水)	.....	3
第3節 区画整理	.....	3
第4節 暗渠排水	.....	3
第5節 環境配慮	.....	3
第4章 工事又は管理の要領	.....	3
第1節 工 事	.....	3
第2節 管理の要領	.....	4
第5章 換地の要領	.....	4
第6章 費用の概算	.....	4
第7章 効 用	.....	4
第8章 他の事業との関係	.....	5
第9章 計画概要図	.....	5
II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法	.....	11
III. 県営土地改良事業（三ツ川池地区）における事業費及び事務的経費の 負担区分の予定並びに地元負担の予定基準	.....	12

## I . 土地改良事業計画の概要

### 第1章 目的

#### 第1節 事業の種類

県営老朽ため池等整備事業

用水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

#### 第2節 事業の目的

本地区は、新城市中宇利地内に位置する三ツ川池を対象としており、地域農業の貴重な用水源として重要な役割を担っているが、堤体裏法の漏水、堤体の断面不足並びに洪水吐の排水能力不足及び、緊急放流能力を有していないことにより、農作物・農業施設および公共施設に多大な被害を及ぼす恐れがある。

従って、堤体、洪水吐、取水施設及び緊急放流施設の改修を行うことで、ため池決壊による洪水被害を防止し、農業生産の維持、農業経営の安定及び民生の安定を図ることを目的とする。

### 第3節 関係地積

(単位 : ha)

地目 時点	田	畠	樹園地	小計	道水路	非農 用地	その他	合計
現況	2.5	—	—	2.5	—	—	—	2.5
計画	2.5	—	—	2.5	—	—	—	2.5

### 第2章 地域の所在及び現況

#### 第1節 地域

新城市中宇利地内

#### 第2節 地積

(令和6年7月現在)

現況地目 市町村名	田 (ha)	畠 (ha)	樹園地 (ha)	小計 (ha)	道水 路 (ha)	非農 用地 (ha)	その他 (ha)	合計 (ha)
新城市	2.5	—	—	2.5	—	—	—	2.5

新城市 農業基本図より

### 第3節 現況

#### (1) 地域及び土質等

新城市は、愛知県の東部、東三河のほぼ中央に位置し、東は静岡県浜松市、西は豊田市・岡崎市、南は豊川市・豊橋市、北は北設楽郡設楽町・東栄町に接している。

豊川・宇連川に沿い日本最長の断層帯「中央構造線」が縦走し、地形と地質を豊川本流右岸の内帶と左岸の外帶に分けている。

内帶側の地質は、花崗岩類・領家変成岩類と堆積岩、火山岩類が分布し、外帶側の地質は、主に緑色片岩や黒色片岩からなる三波川帯で構成される。これらは、平坦地が洪積層・沖積層となる。

#### (2) 水利状況

三ツ川池の水源は雨水であり、集水面積は背後地の山林を主とした 30.2ha となっている。

かんがい受益地は主に、南部に広がる 2.5ha の水田地帯であり、三ツ川池に貯水した用水を供給している。

#### (3) 道路状況

三ツ川池の南部に県道 81 号が東西に奔り、西部の南北方向に奔る国道 301 号と結んだ交通網である。

この基幹道路を中心に、受益地内に整備された市道・農道が、農産物の輸送道路及び日常の生活道路として兼用されている。

#### (4) 営農状況

一戸当たりの平均営農規模は、田 0.85ha 畑 0.24 ha で、水稻を主体とした生産基盤であるとともに、中山間の特性や地形・気候を活かした畠作物の導入が行われている。

(2020 年農林業センサス結果より)

#### (5) 地域環境の概況

本地域の位置する新城市は、天竜奥三河国定公園の玄関口に位置し、霊峰鳳来寺山をはじめ、湯谷温泉、長篠の戦いで全国に知られる長篠城址・設楽原決戦場など観光資源が数多く分布している。

新城市は、森林が 83.5% を占めており、尾根沿いを中心には在来の常緑広葉樹が点在しており、森林の 80% 以上はスギ・ヒノキの人工林となっている。

また、作手湿原には、全国的に見ても絶滅の危険性のあるサギソウ、トキソウ、サワラン、ヤチスギランや県内でもこの地域でしか見られないサギスゲ、ミタゲスゲ、ムマクロボスゲ、ツルカミカラスゲ、ミヤマナルコスゲなどの生息も確認されている。

### 第3章 基本計画

本事業の受益面積は、2.5haである。

(単位：ha)

事業名	田	畠	樹園地	合計
農業用排水施設整備（用水）	2.5	—	—	2.5

#### 第1節 農業用排水施設整備（用水）

堤体の漏水及び断面不足が起因となって弱体化したため池の決壊を未然に防止する。また、豪雨時における洪水吐の排水能力の不足や緊急放流能力を有していないことから、堤体を始めとした施設の改修整備を行う。

これにより、安定した用水供給を維持するほか、豪雨時の被害を未然に防止することで、受益地における生産性の確保を図る。

#### 第2節 農業用排水施設整備（排水）

該当なし

#### 第3節 区画整理

該当なし

#### 第4節 暗渠排水

該当なし

#### 第5節 環境配慮

新城市田園環境マスタープランにおいて、環境配慮区域となっているため、既存環境を維持するよう下記のとおり環境に配慮する。

##### (イ) 事業実施による環境影響

施工時はため池の水を抜くことから、ため池の生息環境に影響が及ぶ可能性がある。また、工事により土砂、濁水が流出し、ため池周辺及び下流域の生物生息環境に影響が及ぶ可能性がある。

##### (ロ) 環境配慮対策

工事中は土砂及び濁水の流出防止を図る。また、工事にあたり保護が必要な生物が確認された場合には、近隣のため池等に移動をさせることに努める。

### 第4章 工事又は管理の要領

#### 第1節 工事

工事は、県営老朽ため池等整備事業 三ツ川池地区として、ため池を改修する。

##### <工種>

##### <予定期工>

堤体工

L=20.0m

着手：令和8年度

取水施設工

完了：令和11年度（予定）

(緊急放流施設兼用) 1式

洪水吐工 1式

仮設工 1式

## 第2節 管理の要領

県営老朽ため池等整備事業 三ツ川池地区により造成された土地改良施設は、新城市が管理する。

## 第5章 換地の要領

該当なし

## 第6章 費用の概算

(単位：千円)

事業名	事業費※1)	事務的経費※2)	合計
農業用排水施設整備 (用水)	191,000	11,700	202,700

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※ 1)事業費とは、土地改良事業に要する費用のうち事務的経費を差し引いた費用

※ 2)事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号（設）農林水産省構造改善局長通知により定められた事務費、工事雑費

## 第7章 効用

(単位：千円)

効果項目	区分	年総効果 (便益)額	年総増加農業所得額	備考
維持管理費節減効果		△84	—	—
災害防止効果	農業関係資産	6,446	6,446	—
	一般資産	—	—	—
	公共資産	8,753	—	—
合計		15,115	6,446	総便益額 255,428千円

<参考>

- ① 当該事業費 : 166,794千円
- ② その他費用 : △3,565千円
- ③ 総費用 : 163,229千円
- ④ 年償還額 : —千円/年
- ④ ’うち機能向上分 : —千円/年
- ⑤ 年総効果(便益)額 : 15,115千円
- ⑥ 現況年総農業所得額 : 905千円
- ⑦ 年総増加農業所得額 : 6,446千円
- 評価期間 : 44年
- 割引率 : 0.04
- ⑧ 総便益額 : 255,428千円

総費用総便益比  $(\textcircled{8} \div \textcircled{3})$  : 1.56  $\geq$  1.0

総所得償還率  $(\textcircled{4} \div \textcircled{6})$  : - %  $\leq$  20%

増加所得償還率  $(\textcircled{4}' \div \textcircled{7})$  : - %  $\leq$  40%

## 第8章 他の事業との関係

該当なし

## 第9章 計画概要図

別紙のとおり

## II. 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

### 1. 管理者

新城市

### 2. 管理すべき施設の種類

本事業において改修されるため池 1 か所

堤体工 1 式

取水施設工(緊急放流施設兼用) 1 式

洪水吐工 1 式

### 3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

### 4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

#### (1) 費用の概算

年間管理費 約 108 千円

※ただし、物価の変動又は維持管理の程度により、経費は増減することがある。

#### (2) 費用の負担方法

必要経費は、管理者の定める規程により負担する。

### 5. その他管理に関する基本的事項

管理者が別に定める管理規程による。

### III. 県営土地改良事業（三ツ川池地区）における事業費及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の予定基準

#### 1. 事業に要する費用

費用	202,700 千円
事業費	191,000 千円
事務的経費	11,700 千円

(令和7年度単価。消費税については10%で算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用

※2) 事務的経費とは昭和48年7月23日付け48構改D第609号(設)農林水産省構造改革局長通知により定められた事務費、工事雑費

#### 2. 負担区分の割合

(単位：%)

事業の種類	国庫負担	県負担	市町村負担	地元負担	備考
事業費	55	29	16	—	—
事務的経費	—	100	—	—	—

#### 3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の新城市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

#### 4. 地元負担の予定基準

該当なし

#### 5. 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき、法第3条に規定する資格を有する者は、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において、工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して、8年を経過しない間に、当該土地をこの事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途にした場合を除く。）には、法第91条の2の規定により特別徴収金を徴収されることがある。